

第4章 共創の都市づくりの推進に向けて（骨子案）

■改定のポイント

- 「各主体（市民・民間事業者・大学・行政）」の明確化と「期待する役割・連携」を位置づけ（追加）
- 都市づくり戦略3・4の推進に向けた、「共創の都市づくりの進め方と推進方策」を位置づけ（更新）
- 地域別構想の推進に向けた、「地域づくりの進め方と推進方策」を位置づけ（更新）

現行

- 都市づくりとまちづくり施策の推進
 - 施策推進の姿勢
 - 進捗管理の仕組み
- 都市づくりやまちづくりの主体となる市民・民間との連携・協働
 - 市民との連携・協働
 - 民間との連携・協働
 - 市民・民間との連携・協働の推進に向けて

改定案

- 各主体に期待する役割・連携（追加）**
 - 市民に期待する役割
 - 民間事業者に期待する役割
 - 大学に期待する役割
 - 行政の役割
- 共創の都市づくりの進め方と推進方策（更新）**
 - 共創の都市づくりの進め方
 - 共創の都市づくりの推進方策
- 地域づくりの進め方と推進方策（更新）**
 - 地域づくりの進め方
 - 地域づくりの推進方策
- 計画の進捗管理と見直しの方針**
 - 進捗管理の仕組み
 - 見直し方針

2 共創の都市づくりの進め方と推進方策（更新）

共創の都市づくりの進め方

戦略3（魅力的な「場」と多様な「活動」により「景色」を創る）の推進に向けた共創の都市づくりの進め方

- 立地適正化計画における中心市街地の再生（都市機能誘導区域設定等による効果）の考え方
- ・ Step 1：場づくり → 「場」の直接的な効果
 - ・ Step 2：関係づくり → 「場」の周辺に波及する効果
 - ・ Step 3：活動づくり → 中心市街地全体に波及する効果
 - ・ Step 4：効果の広がり → 中長期的な視点に立ち期待される全市的な効果

○公共空間活用に向けた社会実験などの試行（イバラボ広場、JR茨木駅東口のスカイパレットなど）



戦略4（公民連携により市民と共にまちを創る）の推進に向けた共創の都市づくりの進め方

- 民間が主体的に行うまちづくりの推進
- ・ まちづくり会社（FICベース）の設置、推進
 - ・ 大学や民間事業者と連携した地域課題解決に向けた試行
 - ・ 都市再生推進法人など制度の活用

○公民連携（PPP）の推進に向けた連携

- ・ 事業者や大学からの提案等を庁内の各部署につなぐ機能（一元的な窓口）
- ・ 連携事業のコーディネーター、庁内からの提案を事業者・大学へつなぐ機能（バックアップ機能）



共創の都市づくりの推進方策

- 共創の都市づくりに向けた仕組み等の検討（プレイスメイキングによる活動の創出、公共空間活用の円滑化等）
- 民間との連携による事業の推進（PPP・PFI事業の導入検討等）
- 市と事業者が連携による地域の課題解決や活性化等への取組推進（公民連携ガイドラインに基づく民間提案制度の活用等）
- 民間が主体的に行うまちづくり事業の推進（都市再生推進法人制度の活用、都市計画提案制度の活用等）

1 各主体に期待する役割・連携（追加）

市民に期待する役割

- ・ まちづくりへの理解
- ・ まちづくりへの積極的な参加
- ・ 計画への意見・アイデア提案
- ・ 地域課題の解決に向けた主体的取組等

民間に期待する役割

- ・ まちづくりへの理解
- ・ 事業活動を通じたまちづくりへの参加
- ・ ノウハウ等の活用による地域貢献等

各主体の連携による共創の都市づくり・地域づくり

大学に期待する役割

- ・ まちづくりへの理解
- ・ 情報や人材の提供
- ・ まちづくりの調査・研究、助言等

行政の役割

- ・ 都市計画の適切な運用
- ・ 都市計画事業等の実施
- ・ 市民等への情報や共創の機会の提供
- ・ まちづくり活動への支援等

3 地域づくりの進め方と推進方策（更新）

地域づくりの進め方

- 地域づくりに主体的に取り組む人材・組織の育成・支援（エリアマネジメントの推進）
- ・ 太田東芝地区や山手台地区で先行する事例を水平展開していく

- 地域づくりの熟度に応じた「地域別構想」への位置づけ
- ・ 地域の実情に応じた、地区計画等の制度活用、運用
 - ・ 市街化調整区域の土地利用（地域の魅力向上、合意形成が前提となる）



地域づくりの推進方策

- 地域づくり（エリアマネジメント導入）に向けた仕組み等の検討
- まちづくりについて考えるための情報の提供（出前講座等）
- 地域住民によるルールづくりの支援（まちづくりアドバイザー制度等）
- 市民が参加する多様な機会の提供（地域での活動実践の支援等）
- 市民が主体的に行うまちづくり事業の推進（都市計画提案制度の活用等）

4 計画の進捗管理と見直しの方針（現行計画）

進捗管理の仕組み

- 次期総合計画（令和6年度末改定予定）と連動した施策評価
- 関連計画（総合交通戦略、緑の基本計画、景観計画等）に基づく計画の進捗状況や見直し状況の確認

見直し方針

- 次期総合計画の見直しに併せ、必要に応じ、施策の中間見直しを実施（概ね5年後）
- 計画全体の見直しを実施（概ね10年後）

